

# 暫定支給決定期間終了時に必要な書類の提出について

## 1. 暫定支給決定とは

当該事業が支給申請に係る障害者に適したものかどうかをあらかじめ評価（アセスメント）するための期間（暫定支給決定期間）に係る支給決定ですが、法制上は特別の支給決定ではなく、主に評価を目的とした短期間の支給決定を指します。

尾道市では、令和5年4月から暫定支給決定期間の評価結果に係る書類の提出が必要となりますので、利用者の継続利用希望の意思を確認のうえ、提出期限までにご提出をお願いします。

## 2. 暫定支給決定の対象となる障害福祉サービス

- (1) 宿泊型自立訓練
- (2) 自立訓練（機能訓練）
- (3) 自立訓練（生活訓練）
- (4) 就労移行支援
- (5) 就労継続支援A型

## 3. 提出期限

暫定支給決定期間満了日の10日前までに提出（障害福祉サービス受給者証（四）面の予備欄に記載があります）

※指定特定相談支援事業所にも、同じ書類の写しを提出してください。

## 4. 提出書類

- (1) 暫定支給決定期間に係る訓練等給付事業評価結果報告書（様式）

※事業所で様式を設定しており、尾道市様式の内容を充足できるものであれば、事業所様式での作成で差し支えありません。

- (2) 個別支援計画書（アセスメント結果含む）
- (3) 実績記録票

※事業所が作成して尾道市に提出してください

## 5. 提出後の流れについて

評価結果よりサービス利用継続が不可の場合は、市より関係事業所に連絡いたします。

連絡がない場合は継続してサービスをご利用いただけます。